

書評

田中比呂志著

近代中國の政治統合と地域社會

— 立憲・地方自治・地域エリート —

小野寺 史 郎

本書は、江蘇省を中心に清末民初の國家と地域社會の關係を研究してきた著者の、この二十年間の成果をまとめたものである。本書の構成は以下の通りである。

一

序章 立憲・地方自治・地域エリート

第Ⅰ部 清末地方政治の展開と地域社會の變容

第一章 清末民初における地域エリートと社會管理の進展

第二章 諮議局の設置と地域エリートの政治参加

第三章 地方自治の實施と地域エリートの活動

第四章 清末民初の地方政治構造とその變化

第Ⅱ部 立憲制の展開と政治統合

第五章 清末の立憲運動の展開と責任内閣論

第六章 地域エリートの立憲構想と地方自治論

第七章 議會政治の展開と權力闘争

第八章 第一回國會議員選舉と國民黨

第九章 民初における中央政治の變容

第Ⅲ部 地方自治の再編と地域社會

第十章 民初における地方自治制の再編と地域社會

第十一章 清末民初における新縣設置と地域社會

第十二章 一九二〇年代の江蘇省における地方自治と地域エ

リート

終章

本書の目的は、近代國家建設を目的とした清末民初の立憲制の導入と地方自治の實施過程、そしてそれによる地域社會の人的結合や社會秩序の變容を検討することにある。その際に本書が重視するのは、①清末民初の近代國家建設が、單に制度的・政治的・思想的な問題ではなく、社會的・文化的な問題でもあったということ、②國家建設の一環としての立憲制の導入や地方自治の實施に地域エリートが關わることで地域社會に變化が生じ、それがさらにまた國家建設の過程にフィードバックし、影響を與えるという相互作用のダイナミズムである。この背景には、過去の研究が辛亥革命前後の國家の制度的な變化を重視し、その斷絶性を強調する反面、地域社會の長期的・連續的な變化を等閑視してきたという著者の主張がある。したがって本書は、清末民初の國家と地域社會の關係をめぐる論考であると同時に、辛亥革命論でもある。本書のもう一つの軸は、辛亥革命期の最重要課題であった、近

代國家建設のための社會統合、そして清朝の版圖を繼承するための民族統合というテーマである。殊に、「中央集權的政治システムの建設を志向したにもかかわらず、現實には分權的狀況が出現し、それが容易には収束しなかった」のはなぜか（八頁）という問いは、近代中國史にとって最も本質的なテーマといってよい。本書はこの問題に對し、やはり國家の統治システムの浸透と地域社會の內的凝集力の相互作用という視點から挑む。

以上の問題設定の上で本書が具體的な検討對象として取り上げるのが江南地域社會である。その理由としては、①清末民初の近代國家建設の試みに江南地域エリートが果たした役割が極めて大きかったこと、②江南は他地域と異なり、地域エリートによる社會管理にかなりの自律性が見られたため、中央政治と地域社會の緊張關係を捉えるのに適すること、③江南は明代から地域エリートの活動が見られたため、長期的タイムスパンからの考察が可能なこと、そして江南が南京國民政府の地盤であったことが挙げられる。

以下、各章の内容を紹介する。

第一部は、清末江南における新政の展開とそれに伴う地域エリートの在り方の變容を論じる。

第一章は、「社會秩序を安定させ、あるいは回復・維持・發展させる營み」を「社會管理」と名づけ（一五頁）、清末の地域エリートによる社會管理の進展を、江蘇省寶山縣の事例から検討する。著者は『寶山縣志』の記載から、十八世紀中葉においては地域エリートの社會管理への關與はわずかで、地域エリート間の人的ネットワーク形成の機會も少なかったものの、十九世紀初頭に

は地域エリートの組織的な善舉が確認できるようになるとする。さらに二十世紀初頭には寶山縣に新しい性格の地域エリートが生まれる。彼らは日本留學や結社・雜誌の組織、教育分野の重視といった共通する特徴を持ち、また上海を通じて他の江南地域のエリートとも協力關係を持った。その中で特に寶山縣に特徴的なのは一九〇八年に始まる清丈の事例である。地域エリートはこの清丈の過程で相互の連携を強めるとともに、地域社會の情報を入手・共有していく。また彼らは胥吏を地方公益に反する存在と見なしたが、これは官僚行政機構の末端と、地域エリートによる社會管理の衝突を豫見するものだった。

第二章は、江蘇省における諮議局の成立過程を明らかにする。

一九〇七年に清朝が資政院を設立、各省に諮議局の設立を命じると、上海では地方自治研究會・地方公益研究會・憲政研究會・預備立憲公會など十二の社會團體が共同で諮議局章程の草案を作成した。著者はこれらの團體に關する上海圖書館所藏の史料から、その設立目的、規模とその人的構成、活動内容などを明らかにする。それによれば、これらの團體の構成員は互いに重なり合っており、緩やかな凝集性を持ち、廣範な領域をカバーする地域エリート集團を形成していた。翌年、南京で張謇を中心に江蘇諮議局研究會が組織され、また蘇屬諮議局籌辦所・寧屬諮議局籌辦所が相繼いで設立される。さらに江南籌辦地方自治總局による戸口調査、有權者名簿の作成と選舉に關する知識の宣傳を経て、一九〇九年に諮議局議員選舉が行われた。政府と利害が一致したことで、以上の過程には多くの地域エリートが協力することとなった。

第三章は、江蘇省における地方自治の實施過程を概観する。一

九〇七年に江蘇省が地方自治の「試辦」地域に選ばれると、督撫が江南籌辦地方自治總局を設立、選舉の準備活動に着手する。これに對し地域エリートの側でも各地で地方自治期成會・法政講習所を組織して地方自治に關する知識の普及を圖った。江蘇省は蘇屬・寧屬諮議局籌辦所と江南籌辦地方自治總局を自治籌辦所に改組、同所の下に江蘇自治研究所を設立、自治職員の養成を圖る。一九〇九年から翌年にかけて城鎮郷・府廳縣地方自治章程が公布されると、調査を目的とする民間の地方自治會、職員養成機關である自治研究所、自治の運営を行う自治公所が各地で設立された。このような地方自治の試行は、立憲制の導入と合わせて、上からの「上下の一體化」を目指したものだ。清朝は地域エリートを國家の側に取り込むことで、教育によって國民の資質を高めるという「官治補助」の役割を擔わせようとした。一方、地方自治は地域の産業化・文明化の手段とも認識されており、それを下から次第に國家にまで擴大していくという發想は、清朝・地域エリート雙方に共有されていた。ただ地域エリートにとっては、國家による上からの社會管理の強化は歓迎すべからざることであった。しかし諮議局や自治公所の職に就いた地域エリートが權力を掌握し、また地方自治の經費として廟産を接收し増税を行ったことは、自治に反對する民衆暴動を引き起こすこととなる。國家に對する態度に關わりなく、地方自治への參與は地域エリートと民衆の距離を擴大することになった。

第四章は、再び寶山縣の事例を取り上げ、地域エリートの縣政への進出過程を検討する。新政期、寶山縣の地域エリートは新式學堂や圖書館の設立といった教育分野への進出を通じて人的ネッ

トワークを形成し、縣政に參畫していく。教育會・縣視學・清丈局・縣議事會などのポストもその足がかりとなった。この過程では、官僚行政機構に包攝されることで、地域エリートたちの地位が官的な性格を帯びるものとなる傾向が見られた。しかし一方でこの時期には知縣による中飽や、地域エリートの編者（田賦の徵收請負人）への強制任命をめぐって、兩者の對立も表面化しつつあった。辛亥革命に際してこの知縣が追放されると、地域エリートの錢淦が縣民政長に選出され、「縣人治縣」が實現する。これは江蘇省全體で見られた現象であった。錢は秩序維持と並行して民政署を組織、縣議事會の改選を行ったが、この際に胥吏を排除し、舊縣議事會議員が行政機構に轉出する形で地域エリートが縣政を掌握することになった。

第Ⅱ部は、清末民初の立憲制・地方自治の展開を政治史の視角から整理する。

第五章は、新政期の責任內閣制導入の経緯を概観する。一九〇六年に清朝は預備立憲を宣布、官制改革に着手するが、內閣が連帶して責任を負う責任內閣制の採用は見送られ、また軍機處が最高行政機關として残された。一九〇九年、清朝は日本をモデルに、國會開設に先立って、皇帝に對して責任を負う責任內閣制の採用を決定する。しかしこれは當時の國會早期開設請願運動や地方大官の要求とは異なるものだった。一九一〇年に資政院と軍機處を國會と內閣に見立てて資政院が軍機大臣の彈劾案を可決した事件を契機に、軍機處の廢止、新內閣の組織が實現することになる。

しかしやはり國會に對して責任を負わない新內閣に對する評價は總じて否定的なものだった。

第六章は、江蘇省の代表的な地域エリートである張謇の立憲制・地方自治をめぐる議論を紹介する。兩江總督劉坤一の幕僚となった張謇は一九〇一年に「變法平議」を起草、日本をモデルとした國會・地方議會の開設による上下の一體化、胥吏に替えて地域エリートを地方行政に參與させることなどを提案した。また張謇は一九〇三年の日本視察を経て、地域エリートを國家と民衆を媒介する存在と位置づけ、國會を通じて民衆の政治參加、その前提となる教育を通じて國民の資質向上、君主無答責の責任内閣制の導入などを訴えた。しかし辛亥革命後、張謇は清朝を見限り、「共和分治」による各省・各民族の統合を主張するようになる。そこで展開された彼の地方自治論は、國家の干渉を避けるため、經費確保を目的とした實業振興を重視する點に特徴があった。このような彼の主張の背景には、個人の道德的修養から「合群」を経て地方・國家へとそれを同心圓狀に擴大していくという發想があった。これは地方から國家への影響を容認する一方、逆の可能性を排除するものだった。

第七章は、宋教仁を軸に民國元年の政治の展開を整理する。一九一二年四月、宋教仁は唐紹儀内閣の農林總長に就任する。しかし唐内閣は宋の目指す政黨内閣ではなく、各派の混合内閣であった。唐内閣は二月月ほどで崩壊、宋を含む同盟會の四閣僚は辭任。陸徵祥内閣の組織をめぐって混亂が續く中、宋は八月に同盟會を統一共和黨・國民公黨などと合併、國民黨に改組。同盟會の祕密結社的な性格を拂拭し、國會で多數派を形成することで政黨内閣を實現する方針を取った。九月に陸徵祥が辭職すると、袁世凱・孫文・黃興の協調の下、宋も推す趙秉鈞が國務總理に就任、大總

統・國務員全員を國民黨に加入させるという形で政黨内閣が成立を見る。これにより政局は一應の安定を見、また同年末の第一回國會議員選舉でも國民黨は第一黨の地位を確保することになった。宋は短期的には袁の地位を認めつつ、政黨内閣の漸進的な實現を目指したが、彼自身の暗殺によりその目的が果たされることはなかった。

第八章は、その第一回國會議員選舉の具體的な經過と國民黨の勝因を検討する。新しい國會は二院制とされ、衆議院は納税額などによる制限選舉で複選制、參議院は同様の制限選舉で選ばれた各省議會議員が有権者となった。そのため地域利害が國會における重要な對立軸となった。これは、國民黨が複數政黨を合併したものであったため政綱が穩健化され、對立する共和黨と大差ないものとなったこと、國民黨が運營經費の上で廣東・江西など特定地域に依據しており、地方分權を掲げざるを得なかったこととも關係する。著者は奉天省の事例から、國民黨が以上の政綱に加え、新聞・雜誌を利用した宣傳活動、黨組織の擴大などを通じて、中央とのパイプを維持することで地域的發展を目指そうとした地域エリートを取り込むことに成功したとする。

第九章は、民初の憲法制定をめぐる動きを整理する。一九一三年二月、國民黨・共和黨・民主黨・統一黨は四黨憲法討論會を組織、意見調整を圖った。しかし、國務員の任命に國會の合意を必要とするか否か、大總統が國會解散權を有するか否かといった論點をめぐり、國民黨は袁世凱が大總統になることを前提に立法院の權限強化に固執、他黨と對立した。國會成立後、六月に憲法起草委員會が組織される。しかし直後の第二革命と國民黨強硬派の

敗北の結果、憲法に先立って總統選舉法が成立、國會で正式に袁が大總統に選出される。憲法の制定作業は繼續されたものの、大總統の再選制限や、人事に際して國會の同意を要する、法律の公布権を大總統ではなく國會が持つといったその内容は袁にとって容認できるものではなく、袁は十一月、國民黨籍議員の議員資格剝奪という強硬手段をとって國會と憲法起草委員會を機能停止に追い込むこととなった。

第三部は、北京政府期の江蘇省における地方自治の経過について論じる。

第十章は一九一〇年代の状況を概観する。一九一三年十月、縣知事の本籍迴避制度が復活、辛亥革命直後の「縣人治縣」が否定され、官僚行政機構と地方自治は再び分離させられた。さらに一九一四年二月、政府は財政の中央集權化を目的に各縣の地方自治機關と省議會の停止を命じる。同年末から翌年にかけて公布された地方自治試行條例と同施行規則では、清末の地方自治章程と異なり、縣知事の監督權が強められ、議會も設けられなかった。これは清末の「官治補助」としての地方自治とは異なり、中央集權體制的な秩序構築の一環として地方自治を官僚行政機構の中に位置づけるものだった。地方公益事業の維持・管理は省行政公署と縣知事が擔うことになり、社會團體や地域エリートは行政の末端に組み込まれ、省のイニシアティブが強まった。そのため袁の死後、江蘇省では地域エリートが江蘇地方維持會・江蘇全省縣議員聯合會を組織、地方自治の回復を訴えたが、中央集權的行政の貫徹を目指す政府の姿勢は一九二〇年代まで續いた。

第十一章は、地方自治の外的な条件である行政區畫の設定と、

內的な条件である經費の確保をめぐる對立の例として、江蘇省啓東縣新設の経緯を紹介する。清末に地方自治が實施されると、崇明縣外沙の地域エリートの間に同縣からの獨立を求める動きが生まれる。同縣内沙の地域エリートはこれに反對、兩者の間に對立が生じた。民國成立後、省議會は分縣を容認したものの省民政長がこれを拒否、さらに袁世凱が省議會を停止したことでこの件は棚上げとなる。袁の死後、大總統黎元洪と内務部の命を受けた江蘇省は、分縣後にも運営經費となる田賦が確保できるかを見極めるため清丈の實施を決める。しかし外沙側は崇明縣による清丈の引き延ばしと經費の割り當てに反發、獨自の清丈方針を作成し、省議會や財政部に働きかけを行った。一九一九年、内務部の命を受けた江蘇省によって内外兩沙の代表會議が開かれる。しかし外沙の地域エリートにも清丈の實施による田賦の増額を嫌う者があったことから、結局清丈の實施と分縣は見送られることになる。最終的には一九二七年、北伐の混亂に乗じて外沙は崇明縣からの獨立を宣言、翌年江蘇省がこれを追認する形で啓東縣が誕生することとなる。

第十二章は、江蘇省の地域エリート團體「蘇社」の活動を通じて、一九二〇年代の省自治論を紹介する。辛亥革命直後、江蘇省では民政長韓國鈞以下省出身者が行政機構の多くを占め、事實上の省自治が行われた。しかし都督馮國璋は一九一四年に韓を更迭、齊耀琳をその後任とするなど北洋派の人員を重用した。これに反發した地域エリートは一九二〇年に省議會で齊を彈劾、馮の後任の李純を自殺に追い込むなど、「蘇人治蘇」を目指す動きを強めた。張謇らが發起した蘇社の主張は、地方自治を「官治補助」と

位置づけつつ官の地方への介入を忌避した點は清末民初の地方自治論と同じだったものの、當時の聯省自治運動の潮流の中、省自治の制度化を目指した點で異なつた。同年末に地方自治が回復され、さらに一九二二年に韓國鈞が省長に再任すると、蘇社も省憲法の起草、省財政健全化の提言といった活動を活發に展開する。しかし一九二四年の江浙戰爭の混亂により蘇社は活動を停止、清末以來の地域エリート主導による地方自治運動は收束していくこととなる。

以上の検討を通じて、次のような結論が導かれる。つまり、清朝による立憲制の導入や地方自治の實施は、地域エリートの人的結合の擴大という變化を地域社會にもたらした。清朝は、國會早期開設請願運動に代表される彼らの要求にある程度對應しようとはしたものの果たせず、結果として地域エリートに見放されることとなる。これが辛亥革命である。

立憲制の導入や地方自治の實施がもたらしたもう一つのものは、地域社會におけるさまざまな社會團體の結成、諮議局の設置による縣以下の地域社會の構造變容と、省の自律性の擴大である。これは地域レベルでの政治的・社會的凝集力を高めるとともに、中央の地方に對する政治的統合力を弱めることとなった。

このような状況の下、民初には二つの方向から國家統合が試みられることとなった。一つは袁世凱に代表される行政部門の権限強化による統合という方向性であり、もう一つは宋教仁・國民黨に代表される議會を通じて統合という方向性である。これは兩者とも中央集權を志向するものだったが、後者は清末以來の分權的・自律的地域社會からも一定の支持を受けた。

二

本書が扱ったテーマはいずれも近年研究の多い分野である。日本語の單著に限っても、明治日本を通じて清末の近代地方自治制度導入の試みとその實態を追った黃東蘭『近代中國の地方自治と明治日本』（汲古書院、二〇〇五年）、江蘇省の事例を取り上げ、行財政制度の視點から北京政府期の中央・地方關係を論じた金子肇『近代中國の中央と地方——民國前期の國家統合と行財政——』（汲古書院、二〇〇八年）、清末の憲政の導入と地方官制改革の試み、民國初年の憲法制定をめぐる議論を政治制度史の角度から論じた曾田三郎『立憲國家中國への始動——明治憲政と近代中國——』（思文閣出版、二〇〇九年）など、枚舉に遑がない。

これらの先行する諸研究に對する本書の特徴としては、アクターとしての地域エリートの主體的な選擇や行動を重視する點が挙げられる。これはやはり近年盛んな地域社會研究と、上記のような近代國家建設の一環としての立憲制・地方自治の導入過程をめぐる議論の總合を企圖したものと言える。本書は第二歴史檔案館や上海圖書館所藏の一次史料、希見雜誌、地方志などを駆使して、當該時期の地域エリートの活動内容や人的ネットワークの形成過程を丹念に追ひ、彼らの共有した問題意識と、國家の政策的意圖の一致と齟齬を浮かび上がらせる。特に地方自治の位置づけや官僚行政機構末端の取り込みをめぐって國家と地域エリートの間で展開された綱引きは、本書の標榜する相互作用のダイナミズムを端的に描き出したものと言える。その意味で、上述の各書とともに現在の研究の一つの到達點、その一角を本書が占めることは聞

違いない。

ただ、当該テーマを扱った著者の論文の中には本書に収録されていないものもあり、したがって本書だけでは完結していない論點も若干見受けられた。例えば第一章・第十一章で觸れた自治經費や清丈の問題がその代表である。これは第十一章が構成上他章からやや浮いて見える一因ともなっている。

また本書の終章では、清朝が新設の新疆・東三省を含む各省に立憲制を導入した一方、モンゴル・チベットにはそれを適用しなかったが、それが兩地域の自律的・分權的構造を溫存し、中華民國の民族統合を妨げることとなった、と述べられている(三一二頁)。しかし本文中には立憲制の導入と民族統合の關係に言及した箇所はないため、これはやや唐突に感じられる。これもやはり著者が本書未收錄の論文で扱った内容であるため、若干の説明が必要であつたかもしれない。

以上の補足の上で、本書讀了後、いくつか疑問が残った點を指摘したい。

一つ目は、本書がアクターとして地域エリートを重視することに關連して、「地域社會」という語を使用する際に、それがエリートと民衆の雙方を含むのか、いずれかを指しての謂いなのか明示した方がよいと思われる箇所がいくつかあることである。これは本書も言及した、地域エリート間の訴訟事件、自治公所や學校を對象とした民衆暴動、地方自治を標榜する分縣が地主の清丈反對によって頓挫したといった地域内部の利害對立の存在に起因する。本書は清末民初の立憲制・地方自治の導入の結果、總體としては地域社會の凝集力は高まったとし、それが中央からの地方

の獨立の原因となったという立場を取る。それでは、このような近代國家建設の試みがもたらした地域内部の分裂をどのように位置づけるのか。

本書は、當時の人々はこのような分裂の原因は地域エリートの官化と「自私自利」にあると見なし、個々人の道德的修養にその對策を求めたと説明する(九一―九六頁)。それでは、地域社會分裂の危機はどのような試みによって回避されたのだろうか。

終章ではこの點について、清末民初の立憲制・地方自治は「一方では地域社會内部の結合力を高め、……他方、……地域社會に深い龜裂をも、もたらした」(三二三頁)と兩論を併記している。しかし本書の構成上、この問題については、より明確な見解、そしてその構造的な要因を示す必要があつたのではないだろうか。それは、近代國家建設にともなう社會秩序の變容を探るという本書の所期の目的をより深めることにもつながるものと思われる。

二つ目は、地域社會と並ぶ本書のテーマである統合の問題である。本書の述べる清末民初の立憲制と統合の關係を時系列に沿って簡単に整理すると、以下のようになるうか。新政期の清朝は立憲制の導入による上からの「上下の一體化」を圖つたが、自律性を高めた地方はこれに反發、各省の獨立による辛亥革命を招いた(第一―六章)。そこで袁世凱は立憲制と地方自治を否定し、行政權力中心の統合を圖つた。袁の死後も、一九二〇年代まで基本的にはこの路線が引き繼がれることとなった(第十章)。一方で、地方の側からは、省自治の進展こそが國家統一につながるという聯省自治の構想が提起されるようになる(十二章)。

しかしこれらに加えて本書の終章では、袁世凱の行政部門の權

限強化による統合という構想に對置される、民國初期の國民黨の議會を通じた統合という構想が大きく取り上げられている（三一―二頁）。ただ本文中では、國民黨が立法院を重視したことについては、袁世凱を掣肘しようとしたという以外の理由は挙げられておらず（二一―八―二二〇頁）、統合の問題と關連づけて論じられていない。むしろ辛亥革命の展開は、清末における立憲制を通じて統合の挫折を明確にしたとされる（二四〇頁）。であるとすれば、國民黨の議會を通じた統合の構想とはいかなるものであったのか。この構想の具體的な内容と、それが袁世凱的な統合モデルに敗れた理由を明らかにすることは、本書の示した清末民初の立憲と統合をめぐる見取り圖をより多面的なものとするところにつながるのではないだろうか。

三つ目は細かい點だが、本書では、江蘇省を研究對象に選んだ理由の中に、長期的タイムスパンで検討が可能なこと、江蘇省が南京國民政府の地盤となったことが挙げられている（九・一〇〇・二四六頁）。しかし、十八世紀の狀況に觸れた第一章第一節を除き、本書が對象としているのは基本的に一九〇〇年代から一九二〇年代前半の二十年強の期間である。また、やはり序章で「地域社會史的視角と黨國體制論的視角とを媒介すること」（一頁）が目的として掲げられているものの、終章では、南京國民政府の成立後、黨國體制が地域社會をどのように統合しようとしたかまた黨國體制が地域社會の自治要求にどのように對處したのかは次の課題とされている（三一―四頁）。本書の基本的な關心が清末民初にある以上、これらの言及はやや蛇足だったかもしれない。

最後に氣になったのは、本書に誤字や書式の不統一がやや多い

ことである。⁽⁶⁾索引についても、事項の選擇基準に疑問が残り、配列や頁数が不正確なものも見受けられた。また、各章の初出について、あとがきでは第四章「清末立憲改革と責任内閣制論」、第五章「清末民初における立憲制と地方エリート」、第六章「清末民初における地方政治構造とその變化」となっているが、正しくは第四章「清末民初における地方政治構造とその變化」、第五章「清末立憲改革と責任内閣制論」、第六章「清末民初における立憲制と地方エリート」である。これらはいずれも本書の内容に本質的な部分で關わるものではないものの、今後、本書を研究の參考とする際の妨げとなりかねない。多忙な昨今、校正に十分な時間を割くことができなかったのではないかと推察するが、やや残念に思われる點である。

評がいささか瑣事に偏った。伏して謝する。

註

- (1) なお、ほぼ本書の要約に相當する文章に、田中比呂志「近代中國における政治統合の模索…中央集權か地方分權か」『中國經濟研究』第六卷第一號、二〇〇九年三月、同「地域社會の構造と變動」飯島涉・久保亨・村田雄二郎編『シリーズ二〇世紀中國 二 近代性の構造』東京大學出版會、二〇〇九年、がある。
- (2) 田中比呂志「清末民初における地方自治と財政——縣自治財政を中心——」『東京學藝大學紀要（第三部門・社會科學）』第五六集、二〇〇五年一月。
- (3) 田中比呂志「專制と立憲のあいだ——清末民初における

統合問題」『史海』第五〇號、二〇〇三年六月。

- (4) 鷲尾浩幸の本書に對する書評も、書中で「地域社會」という語が明確に定義されていない點を指摘している（北海道大學東洋史談話會『史朋』第四三號、二〇一〇年十二月）。

- (5) 前掲田中「近代中國における政治統合の模索」七頁では、袁と國民黨の對立點は、統合をより重視するか、立憲をより重視するか、の違いにあつたとされており、統合の方法

論をめぐる對立とは位置づけられていない。

- (6) 例えば、二八五・二八七頁「崇明縣知事賴豐」↓「崇明縣知事賴豐熙」、三〇三頁他「齋變元」↓「齋變元」、三三四頁「王道愈」↓「王同愈」、三七三頁「朱啓鈴」↓「朱啓鈴」、四二二頁「武同許」↓「武同舉」など。

二〇一〇年三月 東京 研文出版
A五判 四三六＋viii頁 六五〇〇圓